

東京都社会福祉協議会 東京都高齢者福祉施設協議会
「アクティブ福祉グランドデザイン」7つの宣言への取り組み状況

2025年に向けた中間報告

2020.10.16

はじめに

東京都高齢者福祉施設協議会（以下、高齢協）は、2013年にはじめてグランドデザインを策定しました。高齢者福祉を取り巻く状況が大きく変化してきたことから、「7つの宣言」を柱にして、新たに2017年版を都民に向けて策定しました。

それから3年あまりが経過し、この間の高齢協の取り組みを振り返り、東京都の高齢者福祉の実情を踏まえて、7つの宣言の進捗状況、課題を明らかにして、都民と共に一層の高齢者福祉の充実を図ってまいりたいと思います。

高齢協は主に社会福祉法人が運営する高齢者福祉施設や事業所が組織する団体です。社会福祉法人は1951（昭和26）年に社会福祉事業法（現、社会福祉法）の施行により創設された特別法人です。日本国憲法第25条は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利（生存権保障）を明示し、その権利は公的な責任によって保障されています。社会福祉法人は、憲法の主旨を実現するために、公的責任による社会福祉事業の一翼を担っています。

私たちは、社会福祉事業の原点をしっかりと認識し、一言で東京といっても、銀座や新宿のような大商業地だけでなく、日本の縮図のような多様な地域に応じた社会福祉事業の展開が求められています。

いわゆる団塊世代が75歳に達する2025年を目前にし、さらに団塊ジュニア世代が後期高齢者となる2040年には、高齢者世代の増加がピークとなります。とりわけ東京都は単身世帯や生活困窮者が他県の比ではなく増加すると予測されています。

7つの宣言の中間報告を新たな出発点として、私たちはこれからの東京での高齢者福祉事業を発展させ、充実することに力を合わせてまいります。都民が尊厳をもって安心して住みなれた地域で暮らし続けるために、それぞれの地域の理解と協力をいただきながら、東京都、区市町村としっかりと連携して取り組んでまいります。

東京都社会福祉協議会
東京都高齢者福祉施設協議会
会長 西岡 修

宣言 1 私たちは、質の高い高齢者福祉・介護サービスを提供します。

宣言の趣旨

誰もが、最後まで「その人らしい」生活ができるよう、認知症や看取りにも十分対応する専門性を有した、質の高い高齢者福祉・介護サービスを提供する。

現状

○認知症の高齢者への対応が急務

- ・ 認知症の高齢者が年々増加傾向にあり、2030年には高齢者の5人に1人以上の割合で認知症を発症する可能性がある。

○自宅で最期を迎えたいと考える人が増えている

- ・ 施設や自宅で療養する人や、最後を迎える場所として施設や自宅を選ぶ人が多くなっている。

○特養での看取り、介護ロボット・ICTの活用

- ・ 特別養護老人ホームでは「看取りケア」が重要な役割の一つとして考えられている。
- ・ 質の高い介護サービスにむけて、介護ロボットやICT（情報通信技術）、AI（人工知能）の活用が検討されている。

高齢協の取り組み方針

○認知症に関して

- ・ 職員教育等を通じて、常に高齢者の尊厳に配慮した最新の知見に基づく認知症ケアを実践する。
- ・ 認知症サポーター養成など、地域住民への働きかけを積極的に行う。
- ・ 地域の中で認知症高齢者への対応に関わる関係者のネットワークを構築する。
- ・ 地域における認知症の相談窓口としての機能を果たす。

○医療的ケア、看取りに関して

- ・ 医療的ケアを必要とする利用者への対応力を一層高める。
- ・ 看取りに対応するための体制整備、充実を図る。
- ・ 医療機関等との連携体制を構築、強化する。
- ・ 看取りに向けて、家族のネットワークを構築、強化する。

○その他

- ・ 高齢者施設等の基盤を活かしながら多様な生活支援サービスを担う。
- ・ 施設内の活動や地域との交流などの社会参加の促進などを通じてQOLの向上を図る。

会員施設等の具体的な取り組み事例

【社会福祉法人友愛十字会 砧ホーム の取り組み】

○最新の介護ロボットの活用により質の高いサービスを提供している取り組み

- ・ 質の高いサービス提供を目指し、安心安全な介助の実現に向けて介護ロボットの活用を検討。
- ・ 介護をする側の身体的負担軽減と介護を受ける側の安心感の向上につながる介護ロボット「マッスルスーツ」を導入。
- ・ 「マッスルスーツ」は介護者の腰にかかる負担を軽減してくれる介護ロボット。介護者が着用することで抱え上げや中腰になる場面などで身体的な負担を軽減することが可能。

事例から見えてきた課題

- ・ 東京都では平成 29 年度から介護ロボットの導入に向けた補助金制度を設け、都内の介護事業者へ介護ロボットの導入促進を支援しているが、施設全体で継続して効果をあげるためにはコストがかかる。
- ・ 介護ロボットの導入によるメリットもあるが、運用上のデメリット（メンテナンス、使用感、使用に関する手間等）もあり、ただ単に導入を図ればよいわけではない。
- ・ 介護ロボット等の活用を踏まえて現在の業務内容の見直しや調整が必要。
- ・ 介護ロボットで身体的な負担軽減や利用者のQOL向上に効果があっても、必ずしも介護人材不足の代替えとはならない。

今後の取り組みにむけて

○介護ロボット・ICTの活用に関して

- ・ 導入には高いコストが必要な介護ロボットやICT関連機器ではあるが、今後の介護サービスにおいては今以上に活用していくことが期待される。
- ・ 施設や事業所が介護ロボット等をより積極的に活用していくためには一層の補助制度拡充、介護報酬の引き上げが必要である。
- ・ 介護ロボットの導入のみならず質の高いサービスの実現には実際の人員配置に見合った介護報酬体系の見直しが必要。

○介護の質の向上、地域ニーズに応えるために

- ・ 入所者のニーズに応じて質の高いサービスを提供するためには、十分な人員を配置することが不可欠。

- ・ 施設でのサービス提供のみならず、地域の社会福祉法人が様々な地域ニーズに応え、地域課題の解消に取り組んでいくためには住民や関係機関への周知や連携が不可欠であり、費用補助や地域連携の促進に行政のバックアップが必要。

宣言2 私たちは、地域が求める高齢者福祉・介護サービスをつくります

宣言の趣旨

地域に求められる介護サービスの確保にむけて、住み慣れた地域での生活を支えるため、地域が求める福祉・介護サービスを行政や地域などと連携しながらつくる。

現状

○地域住民のニーズに応える地域密着型サービスが足りていない

- ・ 地域密着型サービス※1は地域包括ケアシステムの構築に向けて重要な施策と位置付けられている。
- ・ 地域密着型サービスは、急速に進む高齢化の需要に対して供給は追いついていない。
- ・ 認知症高齢者や要介護高齢者が住み慣れた地域でいつまでも生活できるように市区町村が整備計画を作成している。
- ・ 地域住民にとって有益な介護サービスであるにも関わらず多くに地域で見込み量が増えていない。
- ・ 特に地域包括ケアシステムにとって重要な小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護は、他のサービスに比較して増減率が著しく低い。

高齢協の取り組み方針

○地域で必要なサービスを十分に受けることができる社会の実現を目指す

- ・ 地域の福祉ニーズに対して、採算性のないサービスに対しても先駆的かつ積極的に取り組む。
- ・ 地域の課題を見出し、市区町村や地域の関係者との連携関係を構築し、セーフティネットとしての役割を果たしていく。

会員施設等の具体的な取り組み事例

【社会福祉法人一誠会 の取り組み】

○地域のニーズに応える地域密着型サービスの経営

- ・ 八王子市内において、3つのサービス※2の事業所の確保・普及・定着が図られておらず、また、社会福祉法人の参入はゼロという現状があった。
- ・ 一誠会では、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、夜間対応型訪問介護の設置を計画。
- ・ 平成30（2018）年9月に5つの地域密着型サービスを開設した。
- ・ 一誠会では、すでに平成23（2011）4月に認知症対応型通所介護を開設していることから、9つの地域密着型サービスのうち、7つのサービスを設置経営することとなった。

事例から見えてきた課題

- ・ 一部サービスの構造が複雑で、ご利用者やご家族にとってわかりにくい。
- ・ 人員確保（特に看護師等の確保）が困難である。
- ・ 小さな施設規模で複合的なサービスを提供する特性から、経営課題も多い。
- ・ 平成30（2018）年度の介護報酬改定では「訪問体制強化加算」など追加されたが、さらなる普及に向けた制度改正が必要。
- ・ 市区町村独自の加算を設定することが可能となっているが、そのような積極的な取組を行っている市区町村は現時点では一部にとどまっている。
- ・ 市区町村独自の加算も、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護の4つのサービスしか対象になっていない。
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護では、利用率がほぼ100%にも関わらず、減価償却費、借地料などを差し引くと、黒字経営にするには極めて厳しい。

今後の取り組みにむけて

○地域密着型サービスの普及に必要なこと

- ・ 一誠会のように、採算性の見込めないサービスに対してもできる限り取り組もうという積極的な社会福祉法人があっても、現状の制度、介護報酬下では、今後も継続的に地域密着型サービスを充実していくことは困難な状況である。
- ・ 社会福祉法人としての使命感や地域貢献への役割から、地域密着型サービス事業の実施、また、地域密着型サービスの普及・定着への取り組みは、経営面で厳しい状況がある。

- ・ 地域密着型サービスの普及が進むような介護報酬体系の確立が必要であり、あわせて地域の実情の応じた市町村独自の加算についても検討することが必要である。
 - ・ 介護報酬に関する市区町村独自の加算は、サービス整備を量の面で促進・抑制するだけでなく、質の面でコントロールするために活用することもできる。
 - ・ 市区町村独自の加算は介護保険料への影響が懸念されるが、実はその影響は極めて限定的であるが、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が行った「地域密着型サービス等の見込み量とそれを確保するための方策に関する調査研究事業」の報告書で記されている。
 - ・ 地域密着型サービスの創設をはじめとする地域の福祉ニーズに対応するためには、保険者の主体的な関わりも重要であり、各地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの中で地域密着型サービスをどのように位置づけていくかという方針を明確にする必要がある。
- ※1 主な地域密着型サービスには、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の9つがある。
- ※2 小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護

宣言3 私たちは、様々な課題を抱える高齢者の暮らしを守ります

宣言の趣旨

低所得による生活困難、近隣からの孤立、非虐待など高齢者を取巻く課題が複雑化する中、高齢者福祉施設が「安心して生活できる場」を提供する。

現状

○高齢者の孤立を防ぐために

- ・ 1人暮らしの高齢者、高齢者のみ世帯の増加とともに、近隣からの孤立に伴う様々な課題が懸念され、特に孤独死は社会的課題として地域での見守り体制づくりが急がれている。

- ・ 老々世帯や独居高齢世帯が増加するだけでなく、核家族化の進展などにより、世帯規模が縮小し、家族介護力等の低下も予想される。

○高齢者の生活困難や虐待も見逃せない

- ・ 経済的困窮状態にある高齢者も増加し、高齢者では現役世代に比較すると平均の半程度の所得となる。
- ・ 高齢者虐待も大きな課題であり、身体的虐待以外にも、介護を放棄するネグレクトや年金等を高齢者の意思に反して家族が管理する経済的虐待も表面化している。
- ・ 高齢者やその家族、介護者が困難な状況を気軽に相談できる場所は多くはない現状がある。

高齢協の取り組み方針

○地域において高齢者の暮らしを守る

- ・ 施設入所者に留まらず、地域包括支援センター、デイサービス等の事業を通じた、在宅を含む地域の高齢者の孤立、貧困、虐待等に対するアウトリーチの実践。
- ・ 地域の施設・事業者間連携を進めることで、活用可能な地域資源の総量を確保・拡大し、支援困難事例や緊急対応力を増強する。
- ・ 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウスなどこうした施設・事業所の多様性を活かし、総合的な課題を抱える高齢者に対して、多様な専門性・機能に基づくケアを提供する。
- ・ 地域包括支援センターの受託などを通じて、地域の福祉・介護の中核機関として介護・医療・福祉等に関する総合相談、介護予防ケアマネジメントの促進、包括的・継続的ケアマネジメントの実践とそのため地域ネットワークづくりに取り組む。
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業の担い手になるとともに、地域のボランティア人材の育成等をとおして地域資源の充実化に貢献する。

会員施設等の具体的な取り組み事例

【「介護」に留まらない生活に困難を抱える高齢者への支援 養護老人ホーム】

○行き場のない高齢者への支援

- ・ 高齢協の養護老人ホーム会員施設は 32 施設。孤立や貧困など生活に課題を抱える高齢者に安心な生活の場を提供し、福祉の向上に努めている。
- ・ 様々な措置事由を抱えた（虐待・アパート立ち退き・病院退院後行先なし・精神疾患・障害者・要介護軽度者など）の受け入れを行い、高齢者福祉のセーフティーネットとしての役割を担っている。

【社会福祉法人多摩療育園 養護老人ホーム檜の里 の取り組み】

○「その人を支える」取り組みの実践

- ・ 自立をされた方から要介護状態の方まで、1人1人の身体状況や生活状況に合わせた対応を実践。
- ・ 利用者個々のニーズに応じた施設内外のボランティア活動への参加を支援。
- ・ 非虐待高齢者の即日緊急受け入れの実施と、安全な生活の場の提供。
- ・ 心身に障害のある方の受け入れを行い、施設入所後も病院との連携によるケアの確立に取り組む。
- ・ 養護老人ホームにおいても最期まで住み慣れた場所に居たい方へ看取り対応を実施。

【地域包括支援センターによる複雑な生活課題への対応】

○多様化、複雑化する高齢者の課題

- ・ 高齢者の抱える生活課題は、近年、8050問題に象徴されるように複雑なものになっている。
- ・ こうした課題に対応するためには本人への支援は勿論だが、取り巻く世帯全体へのサポートも重要なポイントとなる。

○地域ケア会議の開催

- ・ 地域包括支援センターでは行政や専門職、住民の方々などに参加いただき、複雑な課題を一つ一つ紐解き、本人や家族をどう支援するかを丁寧に議論する、地域ケア会議を開催している。
- ・ このような会議を積み重ねる中で、それぞれの地域の実情に合わせた高齢者を支えるネットワークづくりに取り組んでいる。
- ・ 地域のサロン活動など様々な活動団体とのつながりを持ち、課題を早期に発見する、いわば予防的なアプローチも行っている。

事例から見えてきた課題

○養護老人ホームに関して

- ・ 養護老人ホームは利用者の複合的な生活問題をかかえ、日々の生活を維持するためには濃密な支援を必要としている状況にあり、現在の人員配置基準である15:1の割合では支援サービス体制が追い付かない。
- ・ 養護老人ホームの利用者には、介護保険サービスの利用に馴染まない高齢者が多くいる。介護保険サービスの利用が可能になったが、生活支援のなかから「介護」部分のみを切り離しても状態の解決に結びつかない。
- ・ 養護老人ホーム利用者の実態から支援サービスを担当する職員の専門性が求められているが人材確保には厳しさが増している。

○地域包括支援センターに関して

- ・ 地域包括支援センターの業務は、地域支援事業の改正による多様化に加え、介護予防プラン作成や複雑な課題を抱える相談の増加等により業務量が増えており、本来行うべき住民ニーズ、地域ニーズへのきめ細かい対応が十分にできていない状況がある。
- ・ 地域包括支援センターが地域のセーフティネットを構築するうえで、高齢者の生活実態の把握は重要な業務であるが、高齢者人口が増加する中、マンパワーの問題等もあり十分に機能していない現状がみられる。
- ・ 地域包括支援センターでは近年、複合・複雑化した相談が増加し、対応に苦慮する事例も多くみられることから、制度、属性を超えた相談支援のあり方について早期に検討する必要がある。

今後の取り組みにむけて

○介護に留まらない、生活に課題を抱える高齢者の支援を行う「高齢者福祉」の提供を

- ・ 多様化する高齢者の課題に対応するため、介護保険の対象外であるニーズに対しても、これまで以上に対応をしていくことが求められる。
- ・ 介護保険対象外のニーズに対して、担い手とその整備の責任を明確にし、高齢者福祉施設が果たすべき機能と役割を明確に位置付ける必要がある。
- ・ 介護保険の制度等対応によらない高齢者福祉の提供にあたっては、施設・事業所の経済的・人的負担に対する軽減策が講じられる必要がある。
- ・ 適切なサービス提供が可能になるよう、人員配置基準を見直すことが求められる。
- ・ 施設や事業所は福祉が必要な高齢者であれば、誰でも相談できる場所であり、多くの方にとって身近な存在になるよう、その取り組みや所在を周知していく必要がある。

宣言4 私たちは、生活困窮者支援などの公益活動をすすめます

宣言の趣旨

地域の福祉向上のために、子どもたちへの学習機会提供、経済的援助を伴う総合相談事業などさまざまな課題を抱える人々への地域公益活動に取り組む。

現状

○地域での人々のつながりや助け合いの力が弱まっている

- ・ 大都市である東京都では、流入人口が多いことや一人暮らし世帯の増加に伴い、地域で人々のつながりの弱まりやそれに伴う助け合いの力が弱まっている。
- ・ 定年退職後の地域での生活に充実感が持てない、地域に溶け込めないといったことが高齢期の問題として顕在化している。
- ・ 核家族化の中での子育て世帯への支援の必要性など、高齢者に限らず、都内の地域課題として顕在化しつつある。
- ・ 東京には生活困窮者の人数も多く、年齢を問わず生活全般（低所得等を原因とする学習機会に課題を抱える子供への支援や就労支援等の生活基盤に関する課題を含む）の支援を必要とする人々も多くなっている。

高齢協の取り組み方針

○地域の身近な相談窓口として

- ・ 地域の福祉ニーズを把握し、社会参加の機会提供、権利擁護関係支援、地域ネットワーク構築、地域住民への啓発活動等を展開する。
- ・ 地域包括ケアシステムの拠点として、若年性認知症など、高齢期に限らない介護・福祉に関する相談・支援を行う。
- ・ 自法人の枠にとらわれず、地域の他機関、行政等への「つなぎ」役等を果たす「ワンストップサービス」を提供する。
- ・ 介護人材育成、地域のボランティア人材育成を推進する。

○様々な課題を抱える人々に対して

- ・ 「中間的就労」を含む生活困窮者や生活困難者等への支援を実施していく。
- ・ 児童・生徒、幼児等の学習支援等のニーズに積極的に対応していく。
- ・ 生活困窮者の生命にかかわる事態を回避するため、「経済的援助を伴う総合相談事業」等の展開を拡大する。
- ・ 地域に開かれた研修の実施、施設・事業所で蓄積された専門職のノウハウを地域に展開していく。

会員施設等の具体的な取り組み事例

【地域の福祉向上のためのネットワークづくり】

つながれ ひろがれ 地域の輪 in TOKYO キャンペーン

- ・ 高齢協の会員施設がお互いに協力しながら、地域に寄り添うためのイベントや交流会などを各地で一斉に行うキャンペーンを実施。
- ・ 地域の福祉向上や地域のつながりを作るきっかけとなるよう取り組んでいる。

- ・ 制度や対象者に縛られず、地域の方が参加できるイベント等を通し、会員施設の取り組みの紹介や地域で暮らす方々のつながりをひろげることを目指している。
- ・ 平成 28 年に開始して以来、これまでの 4 年間で延べ 496 事業所、3,593 団体のおよそ 143,000 人余りが参加してきた。

なぎさ☆キッチン ～社会福祉法人東京栄和会 なぎさ和楽園～

- ・ 食育や学習支援を視野に入れた放課後の居場所として、毎月第 1 金曜日に子どもの健全な成長の支援に貢献するために活動を開始。
- ・ 活動を通じて、子どものみならず地域の「集いの場」として、多世代間の交流を促進し地域ニーズを把握する場となっている。
- ・ 地域から孤立しがちな高齢者が気軽に足を運べる場として、また様々な世代の方にボランティア活動の場としても提案している。
- ・ 参加者には生活状況等を話す方もおり、ゆるやかな見守り、支援の場としての役割を果たしている。
- ・ 若い世代が自然に高齢世代や福祉に携わり続けられる場として、その機会を提供していきたい。
- ・ ここでのこうした活動を地域の方に広く知ってもらうことで、地域づくりへの新たな参画者が増えていくことを期待している。

事例から見えてきた課題

〇つながれ ひろがれ 地域の輪 in TOKYO キャンペーン活動を通して

- ・ 都内全区市町村の会員施設・事業所からのキャンペーン参加を目標としているが、参加の無い自治体が複数存在している。
- ・ 地域とつながり、寄り添う活動の必要性は認識しているが、慢性化する人材難・不十分な職員体制のもとでは、日々の業務に追われて活動に携わる職員を確保することが困難で、活動に支障をきたしている、あるいは踏み出せない、といった声が多い。
- ・ 経営的に厳しい状況にある施設・事業所も多く、日常業務や施設利用者対象の行事等の経費も節減に努めている状況の中、地域に向けた活動に使う費用を確保することが困難である。
- ・ 多様な福祉ニーズに気づき、アプローチをしていくためには、担当スタッフに幅広く高度な専門性が求められるが、日常業務と並行しての育成は困難な状況にある。

今後の取り組みにむけて

〇人材確保と育成の必要性

- ・ 各施設・事業所が持つ資源、特に高度な専門性を持つ人材には限りがある。その確保、育成も一定の時間が必要。人材確保と育成には一層力を入れていく必要がある。
- ・ 介護人材不足は深刻であり、施設・事業所単体での努力だけに依らず、責務に応じた人員体制等の整備に向けた経済的負担に対する制度的な軽減策が必要。

○社会福祉法人として地域公益活動を継続するために

- ・ 深刻な人材不足下においては、十分な検討、体制整備なく広範な地域公益活動を展開していくことは現場の職員に大きな負担を課すことになる。
- ・ 切れ目のない高齢者福祉の実現のため、地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターの受託者として、センターの機能強化に取り組む。
- ・ 高齢協会員施設・事業所はこれからも地域社会に貢献するため、制度にとらわれず多様な福祉ニーズに応じていく。

宣言5 私たちは、地域の防災拠点としての役割を果たします

宣言の趣旨

災害に備え、福祉避難所の指定をはじめ、災害時に必要な設備や物資の整備、また高齢者福祉施設等の連携による相互応援体制を強化しながら、地域の防災拠点としての役割を果たす。

現状

○災害への備えが求められている

- ・ 我が国では気候変動などの影響から、風水害の発生が増加の傾向にあると言われている。特に東京都では、いわゆるゲリラ豪雨などによる都市型水害のリスクが増大している。
- ・ 東日本大震災のような大規模地震の発生もあり、首都直下型地震などの激甚災害の発生も懸念されている。
- ・ こうした災害は地域での生活基盤を揺るがす影響を及ぼすもので、特に高齢者や生活困窮者など、生活に支援が必要な人々に対する影響が大きい。
- ・ 高齢者施設等への耐震化は優先して進めるべきとして、東京都等行政は耐震化の後押しをしており、施設・事業所の防災に対する役割への期待は従来以上に高まっている。

- ・ 災害時に避難所での生活において配慮が必要な方に対応するため、各自治体において福祉避難所の指定が進められており、東京都内の福祉避難所指定の4割以上が高齢者福祉施設となっている。

高齢協の取り組み方針

○地域の防災活動に貢献

- ・ 地域に対して防災に関する情報提供、啓発活動を実施する。
- ・ 各施設・事業所における防災計画等の策定を進めるとともに、防災に関する知見を深めるための職員教育を進める。
- ・ 各施設・事業所における物資・用具等の備蓄、防災マニュアルの整備等を促進する。
- ・ 平時より災害に備えたネットワーク化を行い、連携の上、防災、避難、救助、復興と各場面で地域に貢献する。
- ・ 地域の施設・事業所間で共有可能な防災マニュアルの策定、協定等の提携を進める。

○災害時の役割

- ・ 災害時は避難所やボランティアセンターとしての役割を果たし、地域の救助、復興の拠点としての役割を果たす。

会員施設等の具体的な取り組み事例

【災害対応への取り組み】

○地域の防災拠点として

- ・ 災害発生時の地域の避難者受け入れとして、多くの高齢協会員施設・事業所が施設所在地の区市町村と福祉避難所の協定を締結している。
- ・ 高齢協会員施設・事業所において災害時の事業継続計画（BCP）の策定に取り組み、都内の特別養護老人ホームでは約7割の施設で計画策定に至った。
- ・ 令和元年10月に発生した台風19号により、高齢者福祉施設を含む福祉避難所・二次避難所ではピーク時に472名の避難者を受け入れた。

○高齢協 災害対策検討委員会として

- ・ 平成24年度にBCP策定ガイドライン（震災編）とBCP訓練ガイドライン、平成26年度に災害時相互応援ガイドラインを発行している。
- ・ 水害時の被災事例から事前に備えておくべき対策について学べるよう、令和2年3月に「高齢者福祉施設における水害対策ハンドブック～相次ぐ水害から利用者・職員を守るために～」を発行した。

今後の取り組みにむけて

○ソフト面での準備、支援の必要性

- ・ 高齢者福祉施設・事業所は、防災拠点となる公的施設として、施設・設備面での整備、平常時からの備え、職員教育などソフト面での準備も重要である。
- ・ 施設・設備の整備・充実については設備設置の費用補助が活用される必要があるが、食糧や物品の備蓄等に伴う経済的負担に対する軽減措置、人材育成等を含むソフト面での経済的支援が必要。

○行政機関との連携

- ・ 非常時に要支援者の状況を正確かつ早急に把握するため、行政機関等との個人情報を含む情報の授受・連携の促進も必要である。
- ・ 各施設・事業所での防災計画やマニュアル等の整備について、行政の防災部局等との連携や資材・資料等の提供支援が有用であると考えられる。
- ・ 要介護者等の避難準備に関する啓発、施設・事業所の防災拠点の周知に努めることも必要。

宣言6 私たちは、高齢者福祉・介護を行うための人材を確保します

宣言の趣旨

「人が人を支える」という、価値ある仕事としての高齢者福祉の魅力を伝えるとともに、現場の職員がやりがいをもって働くことのできる環境をととのえ、これからの福祉・介護に応える人材を確保する。

現状

○長期化・深刻化する介護人材不足

- ・ 少子高齢化が進展する社会においては人手不足が構造的な課題となるなかで、介護・福祉業界に従事する人も不足している。
- ・ 2025年には全国で介護人材が約253万人必要とされるなか、現状の推移では約37万人余り不足することが予測されている。
- ・ 都内において介護人材に関わる有効求人倍率（ハローワーク管内令和2年6月）は、都内全域で6.2倍（全国3.38倍）であり、特に都心部においては、品川58.9倍、飯田橋45.78倍など深刻度が増している。

○現場と社会の間に大きなギャップがある

- ・ 高齢協利用者支援検討委員会が実施した「職員のやり甲斐アンケート」では、回答した介護職員の96%が「この仕事をしていてよかったと思うことがある」と回答している。
- ・ しかし、高齢協が都民1,800人に実施したアンケートにおいては、福祉・介護分野で働くことは社会にとって有益な仕事であると考えられている一方で、同時に自身や家族の職業としては必ずしも望ましくないと考えられていることも明らかになった。
- ・ 福祉・介護分野での仕事については、賃金水準や身体的・精神的な負担などの労働条件に恵まれない印象がある様子が見えてくる。

高齢協の取り組み方針

○介護・福祉の仕事の魅力を発信

- ・ 介護・福祉の現場からその仕事の魅力を発信する取り組みを継続し、次世代を担う介護職の育成や情報発信の強化に取り組む。
- ・ 介護・福祉の現場で働くことについて、その意義ややりがいを適切に理解できる場として、学校教育課程の生徒・学生への職業説明会を開催する。
- ・ 若い世代において介護・福祉の現場で働くことのイメージを変革し、その保護者である親世代の理解にも取り組む。
- ・ 専門学校をはじめとした学校との連携をより強め、人材確保の為に取り組みを積極的に進める。

○様々な人材の確保を推進

- ・ 外国人や高齢者、これまで介護業界での採用実績が少ない人材を積極的に採用していく。
- ・ 外国人については、経済連携協定（EPA）による東南アジアからの人材の受け入れや外国人留学生の採用に取り組む。
- ・ 健康で就労を希望する高齢者に対しては、地域の就労の場としての役割を果たす。

会員施設等の具体的な取り組み事例

【介護・福祉人材の確保への取り組み】

特養が就職フェアを主催し叶えた人材確保 ～世田谷区特養施設長会～

- ・ 全国的に、福祉・介護の人材不足が深刻化。特に東京は深刻な状況である。
- ・ 世田谷区特養施設長会では、独自の就職フェアを企画し開催した。

- ・ 一年目は、求職者の動員数が上手くいかず成功と言えなかったが、二年目は、ハローワーク（労働局）にフェアの共催に入ってもらい、雇用保険の失業給付要件にしてもらうことができ求職者の動員数も多くなり成功となった。
- ・ 「待っているだけでは、人は来ない」から脱却できる取り組みとなった。

<2019年実績>

出展法人：15件（特養すべて高齢協会員施設）

参加者：80名　うち11名が採用に至った。

介護の魅力を伝えるイベント「東京の介護ってすばらしい！グランプリ」開催

- ・ 高齢協会員の高齢者福祉施設を対象に「ホームページ」「ランチ」部門を設けて法人や施設のホームページや施設で日頃提供している食事についてコンテストを実施。
- ・ 一般参加者向けに「メッセージ」部門を設け、介護や福祉に関するメッセージを募集。
- ・ 各部門で審査を実施し、優秀な作品を表彰。表彰式にはゲストを招き、広く都民を対象に介護の魅力を伝えるイベントとして開催している。

価値ある仕事の魅力を職員からのメッセージとして ～東京ケアリーダーズ～

- ・ 東京ケアリーダーズとは、次世代を担う介護職の育成と情報発信強化の一環として、若手介護職員が中心となって活動を行うチーム。
- ・ 現場の職員が直接介護の魅力を伝えることによって、介護に対するイメージの向上をはかることを目的として設立。会員施設から若手職員の参加を募り、活動している。
- ・ 主に高齢協主催イベントや会員施設・事業所で開催されるイベントへの出演を通じて福祉・介護の仕事についてのPR活動を実施。また、高齢協のSNS等での情報発信にも取り組んでいる。

今後の取り組みにむけて

○福祉・介護に従事する職員の処遇改善

- ・ 介護職員の処遇改善への取り組みは行われているが、今後も一層の強化が必要。介護職員だけでなく、福祉・介護の仕事に従事する職員の処遇改善に取り組む必要がある。
- ・ 東京都内で優秀な人材確保に必要な賃金水準を確保するために、全国に比較して高い東京の人件費を勘案した介護報酬体系が必要。
- ・ 介護報酬を算定する際の人件費率については、特別集計を用いずに介護事業経営実態調査結果に基づく人件費率を用いることが必要。

○介護・福祉の仕事のイメージアップ

- ・ 介護・福祉の仕事について、そのイメージアップへの取り組みを継続していくことも重要である。

宣言7 私たちは、地域に貢献する福祉人材を育てます

宣言の趣旨

地域の暮らしを支える社会福祉法人として、多様化・複雑化する福祉や介護のニーズに対応し、地域に貢献する専門的な福祉人材を育成する。

現状

○現場で働く職員を支える研修の開催

- ・ 高齢協では職員研修のほか、高齢者福祉の仕事が未経験であっても将来的に専門職としての活躍を視野に入れたキャリア形成など長期的視点での人材育成を支援している。
- ・ 高齢協会員施設・事業所の多くでは質の高いサービス提供のため、介護・福祉人材の育成及び専門性の向上に努めている。
- ・ 認知症や看取りなど専門性の高いサービスに対する需要が高まる中、福祉人材の専門性の向上に対する期待が高まっている。

高齢協の取り組み方針

○キャリアパス制度を活用した人材育成

- ・ 従前の取り組みに一層注力するとともに、キャリアパスと人事評価の適切な運用などの取り組みも行いながら、人材確保への努力を進める。
- ・ 高齢協会員施設ではキャリアパスを明確にするとともに、キャリアパスの達成に必要な昇格要件やスキルを明示することで職員の目標の明確化及び長期勤務へのモチベーション向上に取り組む。
- ・ キャリパスの適切な実施を元に、介護職員の「良いところを伸ばし、足りないところを補う」人材育成に取り組む。

会員施設等の具体的な取り組み事例

【高い専門性を持った介護・福祉人材の育成への取り組み】

「介護報酬請求事務の研修会」 ～事務職員・ケアマネジャー研修委員会～

- ・ 平成22年度から継続して開催している。施設・事業所の事務職員向け研修として定着。

- ・ 特色として、高齢協研修委員会（現場職員）と担当の講師による打ち合わせで研修のニーズにあった高齢協独自のテキストを作成し使用している。
- ・ 会員施設からも好評であり、毎回 200 名以上の参加が見込まれる。
- ・ 新型コロナウイルスによる影響で、今年度は WEB セミナー形式で開催を予定している。
- ・ 高齢協主催の研修会はこの他にも各専門職向けの研修から階層別の研修など年間で合計 50 回以上開催し、延べ 3,000 人以上の職員が参加している。

実践・研究発表を通じた人材育成 ～高齢者福祉実践・研究大会「アクティブ福祉 in 東京」の開催～

- ・ アクティブ福祉 in 東京は、都内の高齢者福祉施設・事業所で働く職員が、介護現場での実践・研修を学会形式で発表する大会として年 1 回開催している。
- ・ 全応募者から選考された発表者がテーマごとに現場の発想力、行動力、実現力を発信。
- ・ 来場者は各発表から実践的、先駆的な取り組みを学ぶ機会として活用している。
- ・ 現場で働く職員の実践発表の機会としてや介護・福祉を学ぶ学生の学びの場としてなど、イベントを通じて東京の介護・福祉にかかわる人材育成をサポートしている。
- ・ これまでに 15 回開催し、延べの実践・研究発表題数は 1,227 題となった。

事例から見えてきた課題

○職員の研修参加について

- ・ 人材不足に伴い、現場職員の研修への参加が難しくなっている。
- ・ 直近では、集合型でなく WEB セミナー形式で、一定期間配信することにより受講機会が増えるように試みている。
- ・ WEB での配信が増えていく中、施設や事業所における WEB の環境整備が急務である。

今後の取り組みにむけて

○高い専門性を持った人材の育成のために

- ・ 大都市である東京では他産業と競争して優秀な人材を確保する必要があり、人材の量的確保の観点から未経験者や新人を採用して施設・事業所内で教育することが必要。
- ・ 高い専門性を有する人材によるサービスの提供には、給与等の人件費や研修費の確保が必要。引き続き、高度な介護・福祉サービスを安定的に提供するため、高い専門性を介護報酬に反映する必要がある。
- ・ 介護・福祉分野に従事する職員の多くは、高い使命感と職業倫理感を有し、自身の持つ技術の向上や最新知識の習得に熱心な傾向がある。

- ・ 今後は個々の施設・事業所の努力に依存せず、国で技術向上や専門性の獲得に対する支援を提供することや高い専門性を有する人材を適切に処遇していく制度体系の整備が求められる。そのため、研修受講に対する支援策や助成金等の補助が必要。

おわりに

東京都高齢者福祉施設協議会では、会員施設・事業所がそれぞれの地域において、その施設・事業所の持つ設備や人材を活かして福祉の充実増進に取り組んでいる。近年、多発する自然災害や新型コロナウイルスなどの脅威にあっても、365日24時間体制で高齢者をはじめとする都民の生活を支援し、誰もが安心して過ごせるような社会の実現を目指し、現場の職員1人1人が使命感を持ちこの仕事に携わっている。

しかしながら、超高齢化社会を迎え、高齢者介護・福祉事業の役割はさらに重要度を増すなかで、東京の介護・福祉の人材不足は深刻な状況を脱することができていない。

今、現場で奮闘する会員施設事業所職員がこの先も専門性を向上し、東京の高齢者福祉・介護を確固たるものにしていくためにも、また、近い将来にむけて新たな人材を生み出していくためにも、都民の皆様や関係各位のご理解とご協力を得ながら、このアクティブ福祉グランドデザイン2017の取り組みを確実に推進していく必要がある。

東京都社会福祉協議会
東京都高齢者福祉施設協議会
企画委員長 鶴岡 哲也